秘密保持契約書

　　　　　　　株式会社（以下、「甲」という。）と、　　　　　　　株式会社（以下、「乙」という。）は、以下の通り契約（以下、本契約という。）を締結する。

1. （目的）

本契約は、甲と乙が、　　　　　について検討するにあたり（以下「本取引」という。）、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて定めることを目的（以下、「本目的」という。）とする。

1. （秘密情報）

本契約において、「秘密情報」とは、一方当事者（以下、「開示当事者」という。）が他方当事者（以下、「受領当事者」という。）に対して、本目的のために開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した（口頭で開示された場合には、開示後14日以内に、書面で内容を特定の上、秘密である旨が通知された）技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。

ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

1. 受領当事者が開示を受けたときに、受領当事者が既に了知していた情報
2. 相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
3. 受領当事者が開示を受けたときに既に公知であった情報
4. 受領当事者が開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
5. 開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領当事者が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
6. （秘密情報等の取扱い）
7. 受領当事者は、秘密情報について善良なる管理者としての注意義務をもって密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、受領当事者は、本目的のために必要な範囲において、受領当事者の役員及び従業員並びに弁護士その他法律上の守秘義務を負うものに秘密情報を開示することができるものとする。
8. 受領当事者は、前項の規定に基づき秘密保持の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負うものでないときは、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課し、その義務を順守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
9. 第１項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、必要な範囲において秘密情報法を公表し、又は開示することができる。ただし、受領当事者は、かかる公表又は開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。
10. （目的外利用の禁止）

受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならない。

1. （複製）

受領当事者は、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体その他一切の記憶媒体への記録を含む。以下「記録媒体等」という。）することができるものとする。なお、上記複製により生じた情報も、秘密情報に含まれるものとする。

1. （返還義務等）
2. 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物は、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、本契約終了後であるかを問わず、直ちに相手方に返還するものとする。
3. 前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を相手方に書面にて報告するものとする。
4. （損害賠償等）

甲又は乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当該事由に起因又は関連して相手方が被った損害賠償（合理的な弁護士費用を含む）を請求することができる。

1. （差止め）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めにかかる仮の地位を定める仮処分を申し立てることができる。

1. （有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結日から３年間とする。ただし、第６条、第７条、第８条、第１０条及び第１１条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

1. （協議）
2. 本契約に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。
3. 本契約について疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。
4. （管轄）

本契約に関する紛争については　　地方（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約成立を証として本書１通を作成し、各自記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

|  |
| --- |
| 　　　　年　　月　　日 |
| （甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| （乙）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |